

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (ア) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (イ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a)以外

の規定に基づき、次の家屋 { 年 月 日 { (ウ) 新築 } } がこの規定に該当
 { (エ) 取得 }
 するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	加須市
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落

年 月 日

埼玉県加須市長